

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

第一条 旅館業法施行細則（昭和五十八年十月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則

第九条を第十一条とする。

第八条を削る。

第七条第一号及び第二号を削り、同条第三号を同条第一号とし、同条第四号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条を第十条とする。

第六条第一項中「旅館業法施行条例（昭和二十四年一月奈良県条例第三号。以下「条例」という。）第三条第四号」を「条例第四条第四号」に改め、同条第二項中「第三条第七号ア(2)」を「第四条第七号ア(2)」に改め、同条第三項中「第三条第七号ア(3)」を「第四条第七号ア(3)」に改め、同条第四項中「第三条第七号ア(8)」を「第四条第七号ア(8)」に改め、同条第五項中「第三条第七号イ(2)」を「第四条第七号イ(2)」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（知事が公表する事項）

第九条 条例第十二条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 営業施設の所在地その他の省令第一条第一項に規定する申請書に記載されている事項のうち知事が必要と認める事項

二 許可年月日

第五条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（宿泊者名簿）

第七条 省令第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

一 客室の名称又は番号

二 性別及び年齢

- 三 到着年月日
- 四 出発年月日
- 五 前宿泊地
- 六 行先地

第四条第二項第一号中「許可指令書」を「営業許可証」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とする。

第二条中「第二条及び第三条」を「第二条第一項及び第三条第一項」に改め、同条を第三条とする。

第一条第一項中「旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）を「省令」に、「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第三項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項第一号中「旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（趣旨）

第一条 この規則は、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号。以下「法」という。）
（ ） 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号。以下「省令」という。）
（ ） 及び奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例（昭和二十四年一月奈良県条例第三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

奈良県収入証紙貼付け欄

旅館業営業許可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所

(電話)

氏 名 ⑩

年 月 日生

〔 法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名 称			
	所在地	電話		
営業の種別	旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業			
風俗営業兼業の有無	有 () ・ 無			
管理者設置の有無	有 ・ 無 (有の場合は、右の事項)	住 所		
		氏名及び 生年月日	年 月 日生	
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当することの有無	有 ・ 無 (有の場合は、該当区分)	1 キャンプ場等において特定の季節に限り営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで 2 交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの 3 体育会等のために一時的に営業する施設 営業期間 月 日から 月 日まで 4 農林漁業体験民宿業に係る施設		

旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無	申請者	有 (号該当) ・ 無							
	法人の場合の業務執行役員	有 (号該当) ・ 無							
営業施設の概要	建物の構造	造り 階建 棟							
		既設・新設・増改築・用途変更							
	建築年月日	年 月 日							
	敷地面積	m ²		建築面積		m ²			
	建物延床面積	m ²		旅館業対象施設延床面積		m ²			
営業室	階	客室数			浴室又はシャワー室、便所及び洗面設備付き客室	1客室当たり		定員	換気設備
		寝台有	寝台無	計		床面積	天井の高さ		
		室	室	室	室	m ²	m	人	
	計					/			/
施設	階	男子用女子用の区分の有無			和式		洋式		換気設備
					箇所数	個数	箇所数	個数	
		有 ・ 無			箇所	個	箇所	個	
		有 ・ 無							
共用	有 ・ 無								

設	便	有 ・ 無							
		有 ・ 無							
の	所	計							
		水洗式・くみ取式（便槽は、井戸から m・調理場から m）							
構	共同用浴室又はシャワー室	階	男子用	女子用	男女兼用	換気設備			
			箇所	箇所	箇所				
		計							
造	共同用洗面設備	階	箇所数	湯栓数	水栓数	混合栓数			
			箇所	個	個	個			
		計							
備	玄関帳場等	1 奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例（以下「条例」という。）第2条第1項第1号に規定する玄関帳場（ m^2 ） 2 条例第2条第1項第1号に規定する玄関帳場に類する設備（設備の概要） 3 条例第2条第2項に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行							

概 要	そ の の	うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの (設備の概要)		
	ロビー又は玄 関広間	有 (m ²) ・ 無		
	食 堂	有 (m ²) ・ 無		
	調 理 室	有 (箇所、 m ² 、他の業種との兼用の有無 有・無) ・ 無		
	冷・暖房設備	冷 房 設 備	暖 房 設 備	
		有 ・ 無	有 ・ 無	
	寝 具 類	人分		
	使 用 水	上水道水 ・ 簡易水道水 ・ 井戸水 ・ その他 ()		
	他	条例第2条第4 項第4号に該当 することの有無	有 ・ 無	
		条例第2条第4 項第5号に該当 することの有無	有 ・ 無	
備 考				

添付書類

- 1 各階平面図
- 2 建物の外壁、屋外の広告物、屋外照明設備等の形状及び色彩を明示した四囲の立面図
- 3 営業施設の設置場所の周囲おおむね 250 m の区域内の見取図
- 4 営業に関し他の法令の規定により許可、認可等を要する場合は、当該許可証、認可証等の写し
- 5 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用する場合は、水質検査成績書
- 6 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 7 玄関帳場の構造図又は玄関帳場に類する設備若しくは宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものの概要を示す書類

第二号又は「第2条関係」及び「第3条関係」に於て「回覧表」の「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」及び「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下

宿営業」及び

「合併の予定年月日

合併の予定年月日

年 月 日

及び「第3条第2項第3号」及び「第3条第2項第3号、第4号、

第7号又は第8号」に於て「回覧表」の「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業

・下宿営業」及び「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業」及び

「分割の予定

年月日

及び「分割の

予定年月日

年 月 日

及び「第

3条第2項第3号」及び「第3条第2項第3号、第4号、第7号又は第8号」に於て「回覧表」の「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」及び「旅館・ホテ

ル営業 簡易宿所営業 下宿営業」及び

「相続開始年月日

相続開始年月日

年 月 日

「第3条第2項第1号又は第2号

」を「第3条第2項各号(第7号を除く。)」に改める。

第三号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に、「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」を「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業」に改める。
第四号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に、「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」を「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業」に改める。
第五号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「旅館業法施行細則第5条」を「奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則第6条」に、「ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業・下宿営業」を「旅館・ホテル営業 簡易宿所営業」に改める。

第二条 旅館業法施行細則の一部を次のように改正する。

第十一条を第十四条とし、第十条を第十三条とし、第九条を第十二条とし、第八条の次に次の三条を加える。

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置)

第九条 条例第七条の規則で定めるものは、次に掲げる措置とする。

- 一 外国語を用いて、旅館業の施設の設備の使用方法に関する案内をすること。
- 二 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。
- 三 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における連絡先に関する案内をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める措置

(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第十条 条例第八条第一項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 条例第八条第一項の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 騒音の防止のために配慮すべき事項
- 二 ごみの処理に関し配慮すべき事項
- 三 火災の防止のために配慮すべき事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(知事への定期報告)

第十一条 条例第十一条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 各月の宿泊者数
 - 二 各月の延べ宿泊者数
 - 三 各月の国籍別の延べ宿泊者数の内訳
 - 四 各月の稼働状況等を把握するために知事が必要と認める事項
- 2 条例第十一条の規定による報告は、営業施設ごとに、毎年一月、四月、七月及び十月の十五日までに、それぞれの月の前三月分について行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の旅館業法施行細則の規定により提出されている書類は、第一条の規定による改正後の奈良県旅館業の業務の適正な運営の確保等に関する条例施行規則の相当規定により提出された書類とみなす。